



2016年冬号

発行日
2016年
12月15日

滋賀県消防職員連絡会（滋賀FFN）

〒520-0051 大津市梅林1丁目3-30 滋賀自治労連内
電話 077-527-5511 FAX 077-527-5522
E-mail: sigaziti@mx.biwa.ne.jp（滋賀自治労連宛）

どうする再任用と評価制度

滋賀県消防職員連絡会（事務局：滋賀自治労連）は、8～10月にかけて、県内の7消防本部に「再任用制度ならびに人事評価制度に関するアンケート調査」を実施。その集約結果をベースに、11月下旬から12月上旬に各消防本部との懇談（消防キャラバン）を実施しました。

12月末現在、県内7本部中6本部との懇談を終え、残る1本部との懇談についても、1月中の実施に向けて日程を調整中です。

今回で3回目（1回目は2010年、2回目は2012年）となるこの取り組みですが、各本部からは率直な意見交換や情報の交流はじめ、さまざまな相談や要請も寄せられ、双方の信頼関係を深めました。



【11/25 大津市消防局との懇談】

中間報告

【再任用制度】

- ・A 消防：62歳まで再任用し、その後は「OB 嘱託」として扱うことで、希望者の雇用継続と若年層の定数確保の両立を図っている。
- ・再任用ポスト例：査察業務、通信・指令業務、受付業務、市関係部局への異動、救急医療事務局、訓練指導業務、保安協会など。※B 消防では地元民間企業から直接、消防経験者の求人が毎年数件入る。
- ・県内の一時金は、概ね年2.0月程度（1.875～2.2月） ※他県では2.6月の例もあった。

【人事評価制度】

- ・ストレスチェック同様に一般的・抽象的で、消防の職場、専門職に対応したシートになっていない。
- ・C 消防は昨年度、班ごとの評価付けを試みたが上手く行かず断念し、試行錯誤中。
- ・訓練はあくまで訓練であり、査閲者（評価者）に見せる演劇的要素があるため真の能力評価は不可能
- ・人事や給与・一時金への反映については、単独消防の場合、所属する自治体と同様になっている。一方、広域消防の場合はそうではなく、独自性を発揮して試行錯誤の中で検討している。

【その他の課題・要望など】

- ・防災力の地域間格差をなくすためには、人口のみならず、地理的要件（広大な面積内の移動・到着時間、琵琶湖や山脈等での分断・迂回）も現行の消防力整備指針や交付税の算定の基礎に加えるべき。
- ・国策で進められたデジタル無線化であるが、設置費用のみならず維持費やメンテナンス等のランニングコストが財政を圧迫している。こうした経費も国の支援や補助があるとありがたい。
- ・緊急の対応ができるよう、各府県や地方ブロックごとに参事ストレスの対応部署を設置してほしい。
- ・合併特例交付金が切れると、自治体からの消防予算の目減りが予想され消防力の維持が困難。

再任用問題は非常に関心が高く、「ほかの消防本部や全国の知恵や工夫を是非教えてほしい」と、いずれの消防本部もポストの確保や定数上の扱い、階級の位置づけなどに苦慮しており、中には制度自体が未整備で当面は臨時職員等で対応しているところも見受けられました。

また、単に当局としての運用面での苦慮だけではなく、年金受給併用者の支給停止額の変更（月額47万円→28万円）の影響にも高い関心が寄せられました。一方、評価制度については各本部ともに「消防にはなじまない。工夫や調整が必要」としました。

